政令第百四十六号

復興庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）第十二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「八人」を「九人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百四十七号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十条の四第四項及び第四十条の六第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「一人」を「二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）」に改め、同条第二項中「つかさどる」を「分掌する」に改める。

第四十四条第三項中「五人」を「四人」に改める。

第四十八条第三項中「一人」を「二人」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　石破　茂

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百四十八号

公正取引委員会事務総局組織令の一部を改正する政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第三十五条第五項において準用する内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「（総括審議官）」の下に「、デジタル・国際総括審議官」を加え、同条第一項中「、総括審議官一人」の下に「、デジタル・国際総括審議官一人」を加え、「三人」を「三人」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　デジタル・国際総括審議官は、命を受けて、事務総局の所掌事務に関するデジタルプラットフォーム（特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律（令和二年法律第三十八号）第二条第一項に規定するデジタルプラットフォームをいう。）又はソフトウェア（スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律（令和六年法律第五十八号）第二条第一項第二号に規定するソフトウェアをいう。）に係る規制その他デジタル社会（デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）第二条に規定するデジタル社会をいう。）の形成における高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用（同条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用をいう。）に係る規制に関する重要事項並びに事務総局の所掌事務のうち国際的に処理を要する事項に関する事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

第六条第一項中「及び参事官一人」を「及び参事官二人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

2　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二号ト及び第十三条第一項第七号イ中「置かれる総括審議官」の下に「、デジタル・国際総括審議官」を加える。

内閣総理大臣　石破　茂

行政機関職員定員令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百四十九号

行政機関職員定員令の一部を改正する政令

内閣は、行政機関の職員の定員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表を次のように改める。

区　分	定　員	備　考
内閣の機関	一、六三〇人	うち、一七人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	一五、八九六人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
デジタル庁	五九一人	
復興庁	二一八人	
総務省	四、八二九人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	五五、四八〇人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八五八人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	六、七五四人	うち、一七五人は、特別職の職員の定員とする。
財務省	七三、〇七九人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	二、二一二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省	三二、八五二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。